

第1部 相談支援に係る法改正の概要

平成24年4月の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、相談支援体系が見直され、相談支援は下記の4種類に再編されました。

○平成24年4月からの相談支援体系

	①市による 相談支援	②計画相談支援	③障害児相談支援	④地域相談支援
実施主体	佐世保市	指定特定 相談支援事業者	指定障害児 相談支援事業者	指定一般 相談支援事業者
事業者指定	—	佐世保市	佐世保市	長崎県
対象者	全ての障がい児・者 及びその家族	・障害福祉サービスを 申請した障がい児 及び者 ・地域相談支援を申 請した障がい者	障害児通所支援を申 請した障がい児	【地域移行支援】 入所・入院している障 害者等 【地域定着支援】 緊急時等の支援体制 が必要な障がい者
サービス内容	・日常生活等に関する 相談・情報提供等	・サービス利用支援 ・継続サービス利用 支援	・障害児支援利用援 助 ・継続障害児支援利 用援助	・地域移行支援 ・地域定着支援
根拠法	障害者総合支援法	障害者総合支援法	児童福祉法	障害者総合支援法

- ① 「市による相談支援」は、日常生活等に関する相談、情報提供等について、佐世保市が指定相談支援事業者に委託して実施しています。
- ② 「計画相談支援」は、指定相談支援(サービス利用計画作成費)にあたるサービスです。障害福祉サービスを申請する全ての障がい児・者が対象となります。
- ③ 「障害児相談支援」は、障害児通所支援を利用する際の計画を作成するサービスであり、障害児通所支援を申請する全ての障がい児が対象となります。
- ④ 「地域相談支援」は、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行に係る支援(地域移行支援)と、居宅において単身で生活する障がい者等について常時の連絡体制の確保及び緊急時の相談等を行う支援(地域定着支援)に分けられます。

第2部 計画相談支援及び障害児相談支援

I 計画相談支援等の内容

1 サービス利用支援及び障害児支援利用援助

①サービスの内容(図1参照)

サービス利用支援及び障害児支援利用援助とは、以下の支援のいずれも行うものをいう。

- ア) 障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案を作成する。

【サービス等利用計画案等の記載事項】

- ①利用者及びその家族の生活に対する意向
- ②総合的な援助の方針
- ③生活全般の解決すべき課題
- ④提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- ⑤福祉サービス等の種類、内容、量
- ⑥福祉サービス等を提供する上での留意事項
- ⑦モニタリング期間

- イ) 支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画を作成する。

【図1】計画相談支援(サービス等利用計画作成)

サービス名称	サービス利用支援	継続サービス利用支援
サービス内容	①生活全般の相談 ②アセスメント ③サービス等利用に関する情報提供 ④サービス等利用計画案及び計画作成 ⑤サービス等利用計画作成のための担当者会議の開催 ⑥サービス事業者との連絡・調整	①生活全般の相談 ②モニタリング ③再モニタリング ④サービスの継続利用手続きの支援 ⑤サービス等利用計画変更のための担当者会議の開催等 ⑥サービス事業者との連絡・調整

②支給対象者

ア) 計画相談支援

障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者または地域相談支援の申請に係る障害者

※当該申請者が、介護保険制度のサービスプランと併用する場合には、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成対象者となるため、基本的には障害福祉サービスも含めたプランを作成すべきである。しかし、障害福祉サービス固有のものと認められる「行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援」等の利用を希望する場合、介護保険のケアマネジャーだ

けでプランを作成するのが困難な場合は、佐世保市がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合のみ作成する。

また、介護保険サービス第 2 号被保険者のうち、生活保護世帯の方は他法優先の考え方にに基づき、障害福祉サービスが優先となるが、介護保険サービスの併用が認められている方については上記の取扱いと同様とする(令和 3 年 6 月厚生労働省へ確認済み)。

根拠資料:総合支援法第 7 条(他の法令による給付等との調整)

相談支援に関する Q&A(令和 3 年 4 月 8 日) 問 26

イ) 障害児相談支援

障害児通所支援の申請若しくは変更の申請に係る障がい児の保護者。また、障がい児が、児童福祉法に基づく障害児通所支援と障害福祉サービスの両方を利用する場合には、計画相談支援及び児童福祉法に基づく障害児相談支援の対象となるが、報酬については障害児相談支援給付費のみ支給することとなるため、運用上、計画相談支援の支給決定はしないこととする。

※障害児入所支援については、県の児童相談所が専門的な判断を行うため障害児相談支援の対象外。

【図2】利用するサービスと対象となる相談支援の種類(例)

	利用するサービス	計画相談支援	障害児相談支援
障がい者	障害福祉サービスのみ	○	×
	地域相談支援のみ	○	×
	地域生活支援事業のみ	×	×
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業	○	×
	地域相談支援及び地域生活支援事業	○	×
	障害福祉サービス(行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援)及び介護保険制度のサービス	△	×
	障害福祉サービス(居宅介護等の上乗せのみ)及び介護保険制度のサービス	×	×
障がい児	障害福祉サービスのみ	○	×
	障害児通所支援のみ	×	○
	障害児入所支援のみ	×	×
	地域生活支援事業のみ	×	×
	障害福祉サービス及び障害児通所支援	×	○
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業	○	×
	障害児通所支援及び地域生活支援事業	×	○

例1)4月1日から居宅介護を利用している障がい児が、12月1日から障害児通所支援も利用することになった場合

⇒11月30日までは計画相談支援、12月1日からは障害児相談支援の対象。

※11月30日付で計画相談支援の支給を終了する

なお、月の中途から障害児通所支援を利用する場合、通所支援と障害児相談支援給付の決定は月の中途で行いますが、障害児相談支援給付の支給期間は、翌月の初日からとする。

2 継続サービス利用支援及び継続障害児利用支援

① サービスの内容(P2 図1参照)

継続サービス利用支援とは、支給決定障がい者等又は地域相談支援給付決定者が、支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令の定める期間(モニタリング期間)ごとに、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

(1)サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与。

(2)新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等に対し、当該申請の勧奨を行う。

②対象者

指定特定相談支援事業者が提供したサービス利用支援によりサービス等利用計画が作成された支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者

(指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合には継続サービス利用支援の対象外となる。)

佐世保市は、障がい者等から障害福祉サービスの申請や変更申請があった場合、申請者にサービス等利用計画案の提出を依頼します。提出を求められた申請者等は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を提出します。

佐世保市は障害支援区分やサービス利用意向聴取の結果及びサービス等利用計画案等を勘案し支給決定を行います。

指定特定相談支援事業者は市の支給決定後、サービス提供事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画を作成し障がい者等へ交付します。

③モニタリング期間の設定について

(1)モニタリング期間

モニタリング期間については、佐世保市が、指定特定相談支援事業所の提案を踏まえて以下の勘案事項及び期間を勘案して、個別の対象者ごとに定める。

【勘案事項】

①障がい者の心身の状況

②障がい者等の置かれている環境

・地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ(乳幼児から学齢期への移行、学齢期から就労へ移行等)の変化の有無等

- ③総合的な援助の方針
- ④生活全般の解決すべき課題
- ⑤提供されるサービスの目標及び達成時期
- ⑥提供されるサービス種類、内容及び支給量
- ⑦サービスを提供する上での留意事項

(2) モニタリングの対象者

セルフプランが提出された場合は、自ら計画を作成できる者であると判断し、指定特定相談支援事業者によるモニタリングの対象とはなりません。

(3) モニタリング期間の設定について

①継続サービス利用支援の実施月を特定するため、モニタリング期間に係る継続サービス利用支援の開始月と終期月を設定します。

②以下の標準期間一覧【図4】に基づき実施月を設定します。

【図4:標準期間一覧(モニタリング)】

対象者	モニタリング期間
ア)新規支給決定または集中的支援が必要な者	毎月 ※利用開始から3ヶ月間に限る
イ) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助	3カ月
ウ)生活介護、就労継続支援、共同生活援助(日中支援型を除く)、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援	6カ月 ※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3カ月
エ)障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援	6カ月

※複数の対象者に該当する方は、表の上が優先されます。

※重度障害者等包括支援については、当該サービスの指定基準において相談支援専門員であるサービス提供責任者がサービスの実施状況の把握を行うため、原則として支給決定の有効期間の終期のみ継続サービス利用支援を実施します。

例) 障害福祉サービスを新規で利用し、支給決定の有効期間が H27.5.1～H28.4.30 の場合
・継続サービス利用支援の実施月 H27.5、H27.6、H27.7、H27.10、H28.4

支給決定当初は、上記実施月にモニタリングを実施することになりますが、モニタリングの結果、実施期間を変更した方が良くと市が判断した場合は、実施月を変更します。

あくまでモニタリング実施月の変更のため、サービスの支給決定期間は当初決定のまま変更されることはありません。

※モニタリング期間については、障害者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要がある。具体的には、指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定した上でモニタリング期間の提案をしたものを踏まえ、市町村が設定する。

○ 一般的には、状態が不安定で障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が長くなることが想定される。

○例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

(具体例)

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する機会が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者(単身生活を開始した者、開始しようとする者)
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等(矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等)
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、その恐れのある者(養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等)

(厚生労働省 相談支援に関するQ&A (令和3年4月8日) 問29参照)

④ その他留意事項

○セルフプラン作成者に係るモニタリングの取扱

セルフプラン作成者は、自ら計画を作成できる者であることから、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)によるモニタリングは実施しないこととする。

○相談支援専門員がサービス提供事業所との職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い

相談支援専門員が担当する障がい者が利用するサービス事業所の職員と兼務する場合(地域相談支援に係る指定一般相談支援事業所と兼務する場合を除く。)については、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、以下のやむを得ない場合を除き、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することを基本とする。

また、支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援等についても、当該者が利用する

サービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が実施することを基本とする。

- ◆支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内の場合（サービス利用支援等とその直後の継続サービス利用支援等は一体的な業務であること。また、指定特定相談支援事業者等の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。）
- ◆その他佐世保市がやむを得ないと認める場合（障がい福祉課により判断）

例】A特定相談支援事業所とB生活介護事業所を兼務するC相談支援専門員が、9月1日からB生活介護事業所を利用するDさんのサービス等利用計画案を作成した場合。

⇒原則として11月末日までC相談支援専門員がモニタリングを実施しても構わないが、12月以降のモニタリングはB生活介護事業所と兼務しない相談支援専門員が実施しなければならない。

例】A特定相談支援事業所とB生活介護事業所を兼務するC相談支援専門員が、同じ法人内のD就労移行支援事業所を9月1日から利用するEさんのサービス等利用計画案を作成した場合。

⇒モニタリングの実施に関して制限はない。（4ヶ月目以降もモニタリングを実施できる。）

II サービスの具体的取扱方針

1 サービス利用支援

(1) 計画作成にあたっての留意点

※以下、「サービス等利用計画作成サポートブック」(日本相談支援専門員協会)を基に作成

ア) エンパワメントの視点が入っているか

サービス等利用計画は、従来の医療モデルではなく、利用者の意思決定を尊重した社会・生活モデルに基づき、利用者の思いや希望をもとに、意思を尊重したライフスタイルを支援する計画となるべきである。

利用者自身の本来持っている力を引き出すことにより、自分の生活を自分で作っていく姿勢が反映されるサービス等利用計画が求められる。サービス等利用計画の作成にあたっては、常にその計画にエンパワメントの視点が入っているか確認することが必要である。

イ) アドボカシーの視点が入っているか

相談支援は、単にサービスを調整するだけでなく、自らの意思を出していくことに困難を抱える利用者の意思や置かれている立場を代弁するという権利擁護(アドボカシー)の観点に立って、利用者の自己決定・自己選択を支援していくことが重要である。このような本人の権利を擁護する立場に立って、代弁機能や代理機能を果たしつつサービス等利用計画等を作成するとともに、作成したサービス等利用計画等の中にそのような権利擁護の視点が入っているかを確認する必要がある。

ウ) トータルな生活を支援する計画となっているか

サービス等利用計画等の作成にあたっては、必要なサービス単体(公的なサービス等)が記入されているだけでは不十分である。生活に困難を抱えサービスを利用して生活する状況にある利用者の生活全体が考慮されて、望む生活を可能とする支援が網羅され、関わる人たちがそれぞれ役割を果たせるような、利用者の生活をトータル(総合的)に支援する計画となっているかを確認する必要がある。

エ) 連携・チーム計画となっているか

サービス等利用計画等は、サービス担当者会議で利用者、サービス提供者、関係機関等が合意した結果をもとに、支援の内容やそれぞれの提供者、関係機関等の役割を盛り込んだ計画とする。この計画は、利用者に分かりやすいものであると同時に、支援に関わる提供者や機関等が支援の方向性を共有できるツールともなる。そのために、サービス等利用計画等の様式を統一するとともに、利用者のニーズや課題をどの機関がどのように支援していくのか、計画に支援の全体像と支援目標、役割分担を明確に記載することが必要である。また、このサービス等利用計画等をもとにサービスが提供されることになった場合、個別のサービス提供事業者や関係機関等が作成する個別支援計画と整合性が取れているかを確認する必要がある。

オ) サービス担当者会議が開催されているか

サービス等利用計画等の作成過程におけるインテーク、アセスメントを通じて利用者のニーズや課題が明らかになった時点で、利用者の了解を得て必要なサービス提供事業者や関係機関等が集まり、サービス担当者会議が開催される。サービス担当者会議では、相談支援専門員がサービス等利用計画案等を提示し、会議に参加した多様な事業者や関係機関等からなるチームで、当面の課題解決に向けた支援の内容やそれぞれの役割、今後の支援の方向性を確認する。このような手続きを踏んでサービス等利用計画等が作成されているかを確認する必要がある。

カ) ニーズに基づいた計画となっているか

インタビューで把握した当事者からの情報に加え、個人情報保護に配慮しながら利用者をよく知るサービス提供事業者や関係機関等からの情報を集め、相談支援専門員としてニーズ評価(アセスメント)を行う。このようなニーズに基づいたサービス等利用計画等になっているかを常に検証することが大切である。

また、利用者自身が気付いていないニーズを発見して、計画に繋げることも大切である。さらに、地域に埋もれているニーズへのアプローチを意識させるサービス等利用計画等になっているかも確認する必要がある。

キ) 中立・公平な計画になっているか

サービス等利用計画等は、地域でサービスを必要とする障害者等にサービスが公平にいきたる観点から作成される必要がある。また、サービス等利用計画等を作成した相談支援専門員が所属する法人・事業所が提供するサービスだけが盛り込まれた計画になっていないか等、中立・公平な観点から作成されているかをチェックする必要がある。

ク) 生活の質を向上させる計画となっているか

サービス等利用計画等の作成の目的は、利用者のニーズに基づいて適切なサービスを提供して、望む生活を実現するとともに、質の高いサービスを提供して障害者の生活の質(QOL)の向上を図ることである。そのためには、サービス等利用計画等に基づくサービス提供のプロセスや結果、さらには効果の評価を通して、利用者の生活の質の向上の観点からサービス等利用計画等を確認する必要がある。

(2)アセスメント及び計画案の作成

相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接によるアセスメントを行い、サービス提供等利用計画案等(モニタリング期間の提案を含む)作成をする。

アセスメントとは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障害者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。

なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。

(3)計画案の交付

サービス等利用計画の内容について、文書により利用者等の同意を得た上で、当該サービス等利用計画案を利用者に交付する。

(4)サービス担当者会議

支給決定後、指定障害福祉サービス事業者等と連絡調整を行うことともに、サービス担当者会議(当該利用者が利用する福祉サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催等により、サービス等利用計画案等について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地から意見を求める。

なお、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者は、指定特定相談支援事業者等が行う連絡調整に協力しなければならない旨が省令において規定されている。

(5) 計画の作成及び交付

(4)により求めた意見等を踏まえてサービス等利用計画を作成し、文書により利用者等の同意を得た上で、利用者等及び当該利用者が利用する障害福祉サービス事業所等に交付するとともに、市にも提出する。

2 継続サービス利用支援

相談支援専門員は、サービス等利用計画等の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行い、障がい福祉課が支給決定の際に利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録することが必要である。

【図5:書類の保存年限】

書類名称	保存年数
アセスメント記録	5年間
サービス等利用計画案	
サービス担当者会議等の記録	
サービス等利用計画	
継続サービス利用支援(福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録及びモニタリングの結果記録)	

※保存期間の開始年は、支援した年度の翌年度より起算する。

Ⅲ 計画相談支援給付費等の支給期間とモニタリング期間の取扱い

1 計画相談支援給付費等の支給期間

計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費(以下「計画相談支援給付費等」という。)の支給期間(月単位)については、以下の取扱いとする。

(1) 支給期間の開始日

- ① 新規に計画相談支援給付費等の対象となる者
サービス利用支援を実施する月の初日(サービス等利用計画を作成する月の1日)。

【例】障害福祉サービスの適用開始月日が5月1日の場合でサービス等利用計画を4月に作成した場合
⇒計画相談支援給付費の支給期間の開始日は5月1日とする。

- ② 既に計画相談支援給付費等の対象となっている者
更新前の支給期間の翌月1日

【例】更新前の支給期間が6月30日までの場合
⇒更新前の計画相談支援給付費の支給期間の開始月は7月1日とする。

(2) 計画相談支援給付費等の支給期間

① 支援期間の開始月

＜新規＞サービス利用支援を実施する月(サービス等利用計画を作成する日)

【例】17歳の障害児がサービスを利用している場合、支給決定終了日が誕生日の属する月の月末となっているため、実施月は誕生日の属する月となります。ただし、誕生日が1日の場合は誕生日の属する月の前月とします。

＜継続＞全支給期間終了月の翌月

② 支給期間の終期月

障害福祉サービスの支給決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月までの範囲内で設定し、すべてのサービスについて期間を合わせます。

【例】生活介護(有効期間:平成29年7月31日まで)と居宅介護(有効期間:平成27年7月31日まで)を利用している場合
⇒計画相談支援の支給期間の終期日は平成29年7月31日とする。

②モニタリングを6ヶ月に1回実施

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H27	計 画 作 成						モニ タ リ ン グ						モニ タ リ ン グ



サービス支給期間

(受給者証への記載内容)

支給期間: 平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月まで

モニタリング期間: 6月ごと(平成 27 年 9 月～平成 28 年 3 月)

※モニタリング実施予定月(9 月、3 月)

【例2】平成 27 年 4 月から、3 年間の支給期間のサービスを利用する場合

サービスの支給期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
計画相談支援の支給期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

①モニタリングを毎月実施(3ヶ間に限る。)、その後6ヶ月毎実施

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H27	計 画 作 成	モニ タ リ ン グ	モニ タ リ ン グ	モニ タ リ ン グ			モニ タ リ ン グ						モニ タ リ ン グ
H28							モニ タ リ ン グ						モニ タ リ ン グ
H29							モニ タ リ ン グ						モニ タ リ ン グ

(受給者証への記載内容)

支給期間: 平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月まで

モニタリング期間: 1 月ごと(平成 27 年 4 月～6 月)、6 月ごと(平成 27 年 9 月から平成 30 年 3 月)

※モニタリング実施予定月(4 月、5 月、6 月、9 月、3 月、9 月、3 月、9 月、3 月)

②モニタリングを6ヶ月に1回実施

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H27	計 画 作 成						モニ タ リ ン グ						モニ タ リ ン グ
H28							モニ タ リ ン グ						モニ タ リ ン グ
H29							モニ タ リ ン グ						モニ タ リ ン グ

(受給者証への記載内容)

支給期間: 平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月まで

モニタリング期間: 6月ごと(平成 27 年 9 月～平成 30 年 3 月)

※モニタリング実施予定月(9 月 3 月、9 月、3 月、9 月、3 月)

IV 報酬

計画相談支援にかかる報酬は、次のとおりです(令和3年4月以降)。

1 サービス利用支援費・障害児支援利用援助費(※1～3)

サービス利用支援の終期月に実施するモニタリングは、次のサービス利用支援期間の利用計画案の作成と同月に行われます。モニタリングを実施する事業者と利用計画案を作成する事業者が異なる場合であっても、報酬はサービス利用支援費・障害児支援利用援助費のみの請求となります。

2 継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費(※1～4)

モニタリングを実施した結果、このまま継続してサービスを利用し、かつ、当初の計画どおりにモニタリングを実施していくことが妥当だと判断した場合
(モニタリングの結果、モニタリング報告書のみを作成し、提出する場合は該当)

その他

①特別地域加算: 中山間地域等に居住している者にサービス提供した場合所定単位数の15%
※佐世保市では、「高島町、黒島町、浅子町、吉井町、世知原町、宇久町、小佐々町、江迎町、鹿町町」が該当。(令和3年度現在)

②利用者負担上限額管理加算: 150 単位/月(利用者負担合計額の管理を行った場合)

③介護保険のケアプラン作成者と同一の者がサービス等利用計画を作成する場合、利用者アセスメントやモニタリング等の業務が一体的に行われるため、次のとおり報酬調整されます。
※ただし、同一の事業所であっても、ケアプランとサービス等利用計画の作成者が異なる職員であれば減算しない。

※1 障害児相談支援対象者に対してサービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費を算定しない(障害児支援利用援助費のみ算定する。)

※2 障害福祉サービス等の支給決定等の有効期間の終期月等において、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援・障害児支援利用援助を行った場合には、サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用支援費は算定せず、サービス利用支援費・障害児支援利用援助費のみ算定する。

なお、障害福祉サービス等の支給決定等に当たってサービス利用支援・障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を行った場合には、サービス利用支援費・障害児支援利用援助費及継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費の両方を算定できる。

※3 障害福祉サービス等の申請が却下された場合は、計画相談支援給付費等は支給されない。

※4 継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費については、受給者証に記載されたモニタリング期間ごとに継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等やむを得ない事情により当該期間ごとに設定された継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合は、当該翌月においても継続サービス利用

支援費・継続障害児支援利用援助費を算定できる。

なお、佐世保市が認める場合に限り、報酬を請求できます。

ただし、該当するケースが生じた場合には、必ずモニタリング変更届を当月中に提出して下さい。

<p>【例1】3月に継続サービス利用支援(モニタリング)を行った結果、サービスを追加することになり、3月中に新たなサービス等利用計画を作成した場合</p> <p>⇒ 3月はサービス利用支援費のみ算定する。</p>
<p>【例2】11月5日にサービス利用支援(計画作成)を行い、11月10日から居宅介護の利用を開始し、11月29日に1回目の継続サービス利用支援(モニタリング)を行った場合</p> <p>⇒ 11月はサービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。 ただし、モニタリングの開始月が11月に設定されている場合に限る。</p>
<p>【例3】@事業所のB相談員が、要介護1の利用者のケアプランとサービス等利用計画を一体的に作成した場合</p> <p>⇒ 居宅介護支援費重複減算(I)が適用される。</p>

V 介護給付費等の支給決定事務取扱い

計画相談支援の支給決定の事務処理は以下のとおりであるが、障害児相談支援についても基本的に計画相談支援に準ずる。

(1) 申請

介護給付費、訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けようとする障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援給付費等の支援を受けようとする障がい者は、市に対し、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付日・地域相談支援給付費支給(給付)申請書兼利用者負担減額・免除等申請書」(様式第1号)と同意書を提出する。

(2) 障害支援区分認定調査

障害支援区分の判定等のため、認定調査員が、申請のあった本人等と面接をし、80項目の障害支援区分認定調査を行う。なお、障がい児については、障害支援区分認定調査の代わりに5領域10項目の調査を行う。また、行動援護の申請があった場合は、障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)の調査を行い、障がい者の場合と同様、10点以上が対象となる。(てんかん発作について医師意見書は不要)

(3) 概況調査及びサービス利用意向の聴取

認定調査に併せて、本人及び家族等の状況や、現在のサービス内容や家族からの介護状況等を調査する。また、介護給付費等又は地域相談支援給付の申請に係るサービスの利用意向を聴取する。

(4) 医師意見書の聴取

市は、審査会に障害支援区分に関する審査及び判定を依頼するに際し、申請に係る障がい者の主治医等に対し、当該障がい者の疾病、身体の障がい内容、精神の状況、介護に関する所見など、医学的知見から意見(医師意見書)を求める。

(5) 一次判定(コンピューター判定)

- ア 市は医師意見書の一部項目と認定調査の結果を国が作成配布した一次判定用ソフトを導入したコンピューターに入力し、一次判定処理を行う。
- イ 医師意見書が提出されたときは、認定調査票と医師意見書の共通項目の突合を行い、矛盾点は両者から聞き取り、整理を行う。

(6) 二次判定(審査会)

- ア 市は、一次判定結果、概況調査、特記事項及び医師意見書を揃え、審査会に審査判定を依頼する。
- イ 審査会は、一次判定結果、医師意見書及び特記事項の内容を踏まえ審査判定を行う。
- ウ 審査会は、審査判定結果を市へ通知する。

(7) 障害支援区分の認定

市は、審査会の審査判定結果に基づき、障害支援区分の認定を行う。

(8) 指定特定相談支援事業者との利用契約

申請者が指定特定相談支援事業者(障がい児の場合は、児童福祉法に基づく指定特定障害児相談支援事業者の指定を併せて受けたものに限る。以下同じ。)と計画相談支援の提供について利用契約を結ぶ。

(9) サービス等利用計画案の作成及び交付

指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案(厚生労働省令で定める期間(モニタリング期間)にかかる提案も記載。)を作成し、申請者に交付する。

ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合で、佐世保市がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合にサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。(介護保険サービスへの居宅介護等の上乗せのみの場合は、サービス等利用計画案の提出は原則求めない。)

(10) サービス等利用計画案等必要書類の提出

市からサービス等利用計画案等の提出を求められた申請者は、以下の書類を提出。

- ・指定特定相談支援事業者が作成した「サービス等利用計画案」
- ・サービス等利用計画案【週間計画表】(居宅介護サービスの場合は別途様式あり)
- ・勘案事項整理票
- ・モニタリング実施予定案
- ・計画相談支援給付費申請書(様式第17号)
- ・計画相談支援依頼(変更)届出書(様式第18号)

(契約した指定特定相談支援事業者に係る届出)

なお、市からサービス等利用計画案の提出を求められた申請者が、指定特定相談支援事業者以外のサービス等利用計画案の提出を希望する場合には、指定特定相談支援事業者が作成する計画案に代えて障がい者本人や家族、支援者等が作成するサービス等利用計画案を申請者が提出する。

(11) 障害福祉サービス等支給決定案の作成

市は、障害支援区分やサービス利用意向聴取の結果、サービス等利用計画案等を踏まえ、支給決定基準等に基づき、障害福祉サービス支給決定を行う。

(12) 支給決定又は地域相談支援給付決定

市は、支給決定又は地域相談支援給付決定の勘案事項、審査会の意見、サービス等利用計画案等の内容を踏まえ、支給決定又は地域相談支援給付決定を行う。併せて計画相談支援給付費支給通知する。

(13) 受給者証

市は、障害福祉サービス受給者証・地域相談支援受給者証及び決定通知書を申請者に交付する。

(14) サービス担当者会議

指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、サービス担当者会議(サービス等利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。)の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

また、指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議の結果を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、申請者又はその家族に対して説明し、申請者の署名により同意を得る。

(15) サービス等利用計画の作成【様式集参照】

指定特定相談支援事業者は、支給決定に係る障害福祉サービス又は地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画を作成し、申請者及びサービス提供事業者に交付するとともに、市に(写し)提出する。

(16) 障がい児について

障がい児については、(2)から(7)までについては行わず、代わりに5領域10項目の調査を行う。(本人状況、家族状況、介護を行う者の状況を調査。)

また、行動援護の申請があった場合は行動関連項目(12項目)の調査を、同行援護の申請があった場合は同行援護アセスメント調査票による調査を行う。

(17) 訓練等給付について

(4)から(7)までについては、訓練等給付の申請者には行わなくても差し支えない。

(18) 同行援護について

同行援護の利用を希望する障がい者又は障がい児の保護者が、(1)の申請をした場合にあつては、市は同行援護アセスメント調査票による調査を行う。身体介護が必要な場合は、(2)から(7)までの手続きが必要となる。

なお、同行援護アセスメント調査票のうち、「視力障害」については、障害支援区分に認定調査項目「6-1」と同様の取扱いとして差し支えない。

(19) 地域相談支援給付について

地域相談支援給付の申請者には(4)から(7)までは行わなくても差し支えない。

VI 計画相談支援(サービス利用支援)を実施する場合の基本的な流れ

市

申請者

特定相談支援事業所

障害福祉サービス等の相談・支給申請

※本人より申請書類の提出

① 介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給(給付)
申請書兼利用者負担減額・免除等申請書(様式第1号)

②同意書

③概況調査票

※同行援護のみの場合は①②と「同行援護アセスメント票」を障がい福祉課へ提出。
身体介護を伴う場合は本人の了承のもと、障害支援区分の申請を行う。

申請者と利用契約

申請者は、計画相談支援の提供について、指定特定相談支援事業者と利用契約。
指定特定相談支援事業者は、「サービス等利用計画案」を作成します。

障害支援区分の認定調査

80項目の認定調査を行い、医師意見書の依頼をします。

障害支援区分の認定

認定審査会后、障がい福祉課から区分認定通知書を郵送。

勘案事項調査・サービス利用意向調査

・勘案事項調査、サービス利用意向調査は、障害支援区分
認定調査時に実施。

・本人状況・家族状況、介護を行うものの状況等を調査し勘案。

書類の受理

計画案の内容等を確認し、支給決定処理。(支援検討会議は必要に応じて開催をする)

④～⑨の内容を確認

サービス等利用計画案の作成

④サービス等利用計画案

⑤サービス等利用計画案【週間計画表】

⑥勘案事項整理表 ⑦モニタリング実施予定案

⑧様式第17号 ⑨様式第18号

※原則として、月末日(12月は最終開庁日)から起算して7日前までに提出する。

◎利用者宅への訪問面接によるアセスメントを行い計画案作成

◎利用者の同意を得て、計画案を利用者に交付

障害福祉サービス等の支給決定

※決定通知書、受給者証、計画相談支援
給付費支給通知書を送付します。

※モニタリング期間を設定します。

利用者

サービス等利用計画作成

サービス等利用計画の作成

※計画作成後、申請者に交付する。サービス
提供事業者及び市に写しを提出する。

サービス利用開始

申請者は、「障害福祉サービス受給者証」を事業者に提示し、サービスを利用します。

Ⅶ 計画相談支援(継続サービス利用支援)を実施する場合の基本的な流れ

モニタリング報告書作成・提出

【指定特定相談支援事業者 → 障がい福祉課】

- 受給者証に記載されている実施月にモニタリングを実施
- モニタリング報告書は障がい福祉課へ提出してください。(翌月 20 日までに)

モニタリング実施月を変更する必要がある場合

- 1 サービス提供は継続して利用するが、モニタリング実施月を当初の計画と変更した方がよいと判断される場合や、止むを得ない理由により実施できなかった場合は、変更理由届出書を提出する。
↓
- 2 市は、利用者に新たなモニタリング実施月を記載した受給者証等の発送を行う。

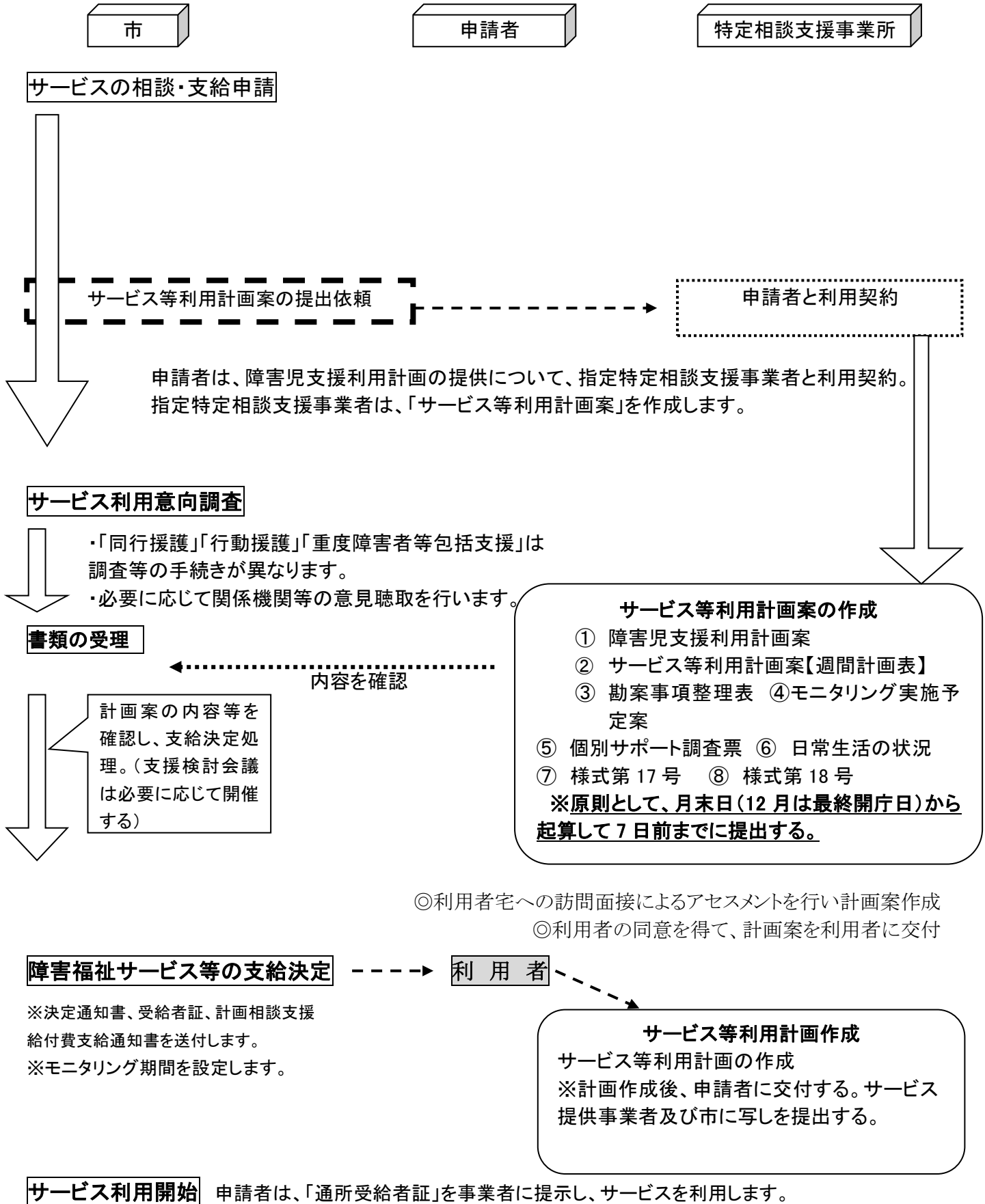
利用するサービスを変更する必要がある場合

- 1 モニタリング報告書の作成
利用するサービス支給量に変更が必要と認められる場合には、継続サービス等利用支援計画案等を作成し提出する。(モニタリング報告書は、必要時に提出)
【指定特定相談支援事業所⇒障がい福祉課】
↓
 - 2 障がい福祉課は、提出された利用計画案やモニタリング報告書をもとにサービス支給内容の変更の必要性を判断します。
↓
 - 3 ・利用者に受給者証の返還を依頼し、支給決定通知書及び新しい受給者証等を発行します。
・利用者は新たに発行された受給者証を指定特定相談支援事業所に提出します。
・サービス提供事業者は、サービス利用計画に基づき個別支援計画を作成し、市へ提出します。
- 必要な書類は、P24を参照してください。

VIII 障害児相談支援(児童福祉法)を実施する場合の留意事項

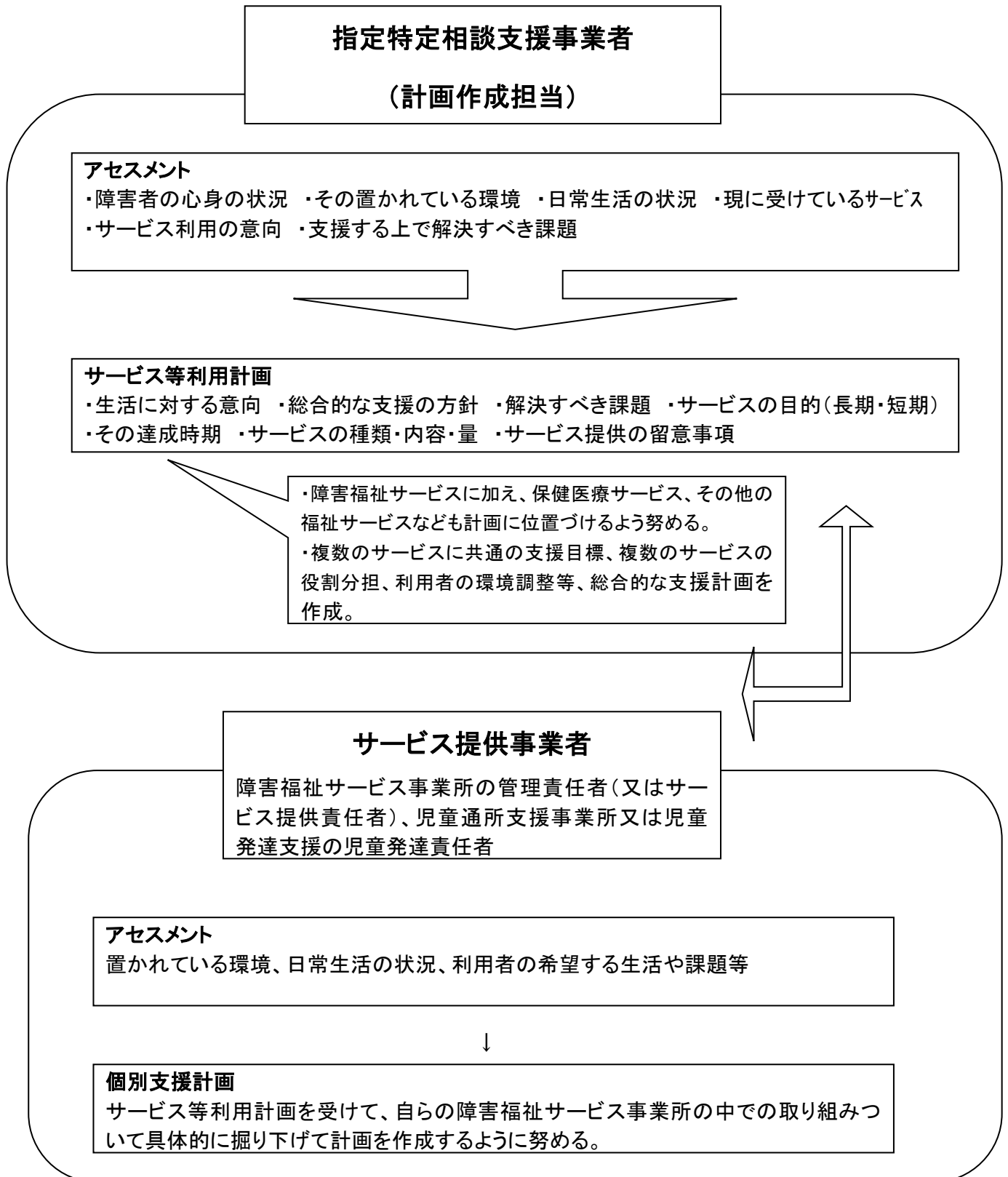
	サービス内容	留意事項
障害児支援 利用援助	<p>ア 障害児支援利用計画案の作成(以下を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児及びその家族の生活に対する意向 ・総合的な援助方法 ・生活全般の解決すべき課題 ・提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期 ・障害児通所支援の種類、内容、支給量 ・障害児通所支援を提供する上での留意事項 ・モニタリング期間 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○障害児支援利用計画案 ○障害児支援利用計画案【週間計画表】 ○勘案事項整理表、日常生活の状況 ○モニタリング実施予定案 </div> <p>⇒作成後、申請者に交付する。</p> <p>イ 通所給付決定後に、指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者との連絡調整</p> <p>ウ 障害児支援利用計画の作成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○障害児支援利用計画 ○障害児支援利用計画【週間計画表】 </div> <p>⇒作成後、申請者に交付する。サービス提供事業者および市に写しを提供する</p>	<p>※障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案する。</p> <p>※指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する場合の障害児支援利用計画案の記載事項についても、左記に準ずることとする。</p> <p>※サービス担当者会議を開催し、支援内容を調整する。</p>
継続障害児支援 利用援助	<p>ア モニタリング期間ごとに、障害児支援利用計画が適切であるかどうか、障害児通所支援の利用状況を検証する。</p> <p>イ 検証結果及び当該通所給付決定に係る障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行う。</p> <p>ウ 見直しの結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与 ・新たな通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定が必要と認められる場合において、当該給付決定等に係る障がい児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○モニタリング報告書 </div> <p>⇒ 作成後、申請者に交付及び市に写しを提出する。</p>	

Ⅹ 障害児支援計画(サービス利用までの流れ)



X サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な支援方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成する。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な支援方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成する。



XI サービス等利用計画の様式と記入上の留意点

1 手続きに必要な書類

指定特定相談事業所が、申請者と計画相談支援利用契約を締結後、サービス等利用計画(案)を作成し、市へ提出してから支給の決定を受けることになります。提出にかかる様式は以下のとおりとしますので、これに準じてサービス等利用計画(案)作成をしてください。

【構成及び必要様式】

	支給決定プロセス					
	支給決定前 (新規)	支給決定前 (更新時)	更 決定サービス 支給量の変	サービスを追加 支給決定 (計画相談支援は 決定済)	事業者の変更	モニタリング実施 月の追加 及び変更
●: 必須の提出 ○: 必要に応じて提出						
サービス等利用計画の様式						
(1) 勘案事項整理票	●	●	●	●		
(2-者) アセスメント票(居宅介護・重度訪問介護の場合は必須)	○	○	○	○		
(2-児) 日常生活の状況	●	●	●	●		
(3) 個別サポート調査票(児童発達支援・放課後等デイサービス)	●	●	●	○		
(4) サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案 (新規・継続・支給量変更)	●	●	●	●		
(5) サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案【週間計画表】	●	●	●	●		
(6) 医療的ケアスコア(児童発達支援・放課後等デイサービス) ※対象児童のみ	●	●				
(7) モニタリング実施予定案	●	●	○	○		
(8) モニタリング報告書 (継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)			○			
(9) 計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書 (様式第17号)	●	●				
(10) 計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書 (様式第18号)	●				●	
(11) 支給申請書兼利用負担額減額・免除等申請(様式第1号)	●	●		●		
(12) 同意書	●	●		●		
(13) 支給変更申請書兼利用負担額減額・免除等申請(様式第7号) ※障がい児は様式第6号			●			
(14) 変更理由届出書						●
(15) 原則日数超過にかかる申請書(通所、児童通所のみ)			○			

2 暫定支給決定時における関係機関の対応

訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障がい者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、

- 一.当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認。
- 二.当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間(暫定支給決定期間)を設定した支給決定(暫定支給決定)を行うこととしている。

暫定支給決定時における市障がい福祉課、サービス提供事業者及び指定特定相談支援事業者の対応は次のとおりとする。

- (1) サービス提供事業者は、暫定支給決定を受けた利用者と利用契約をしたときは、利用者のアセスメントを行って、暫定支給決定期間に係る適切な個別支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を実施する。
その際、利用者の障害特性、適正等を十分に踏まえた個別支援計画の作成が可能となるよう、利用者の家族や関係機関と十分連携を図ること。
- (2) サービス提供事業者は、暫定支給決定期間内に実施した利用者のアセスメント内容並びに個別支援計画、当該計画に基づく支援実績及びその評価結果をとりまとめ、市障がい福祉課が定める日までに市障がい福祉課及び当該利用者に指定計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業者に提出する。
- (3) 暫定支給決定期間経過後、利用者が引き続きサービスの継続を希望する場合、市は、サービス提供事業者から提出のあった(2)の書類や当該指定特定相談支援事業者のモニタリング結果を踏まえ、サービスを継続することによる改善(維持を含む)効果が見込まれるか否かを判断する。
改善効果が見込まれないと判断された場合には、当該指定特定相談支援事業者及び利用者(必要に応じて家族や関係機関等関係者の参加を求める。)による連絡調整会を開催し、利用者によるその旨を説明するとともに、今後のサービス利用について調整を行う。
- (4) (3)においてサービスを継続することによる改善(維持を含む)効果が見込まれると判断された場合は、個別支援計画に基づく訓練に移行する。
なお、市障がい福祉課は、当該判断に基づく支給決定を行うに当たっては、改めて指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める必要はない。
- (5) 訓練に当たっては、事業者は、暫定支給決定期間中のアセスメント結果等に基づき、標準利用期間(暫定支給決定期間を含む。)の範囲内で、適切なサービス提供期間を設定し、これを踏まえて作成した個別支援計画を利用者へ交付する。

3 指定特定相談支援事業所等を変更する場合の手続き

- (1) 利用者は、指定特定相談支援事業者等を変更する場合には、計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書に、受給者証を添付して、市に提出する。
- (2) 市は、計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書を受理したとき、指定特定相談支援事業所等の指定の確認や相談支援専門員の資格等について確認を行う。
- (3) 市は、指定特定相談支援事業者等の名称を変更した受給者証を発行し、届出者に交付する。